

別添

建 第 7 6 0 号

平成28年12月1日

各市町村建築主務部長 殿

富山県土木部建築住宅課長

(公 印 省 略)

富山県木造住宅耐震改修支援事業費補助金交付要綱第2条における
「木造住宅の耐震診断と補強方法」の取扱いについて

このことについて、下記のとおり取り扱うことといたしますので、通知します。

記

一般財団法人日本建築防災協会（以下、建防協という。）発行の『木造住宅の耐震診断と補強方法』において採用している壁基準耐力等について、これまでに採用していた以下の工法

- (1) 『木造住宅の耐震診断と補強方法』で定められた工法
- (2) 国土交通大臣が認定した壁倍率を有する耐力壁の工法
- (3) 建防協の「住宅等防災技術評価制度」でその性能が評価された工法

に加え、以下の工法についても、補強工事の低コスト化に寄与するものとして、採用できるものとします。

- (4) 愛知建築地震災害軽減システム研究協議会により評価された工法

工法の詳細については、以下のホームページよりダウンロード可能な「木造住宅低コスト耐震補強の手引き」を参照してください。

アドレス <http://www.aichi-gensai.jp/guidebook.html>

以上

事務担当：建築指導係 菓子井

TEL 076-444-3356

FAX 076-444-4423